

商工中金店舗への来店が困難な方の申込みの流れ (貸付窓口が商工中金の方)

ご契約者様

貸付窓口へのご来店が困難なご契約者様は、以下の連絡先にご連絡をお願いします。
担当課より折り返しお電話いたします。

(連絡先)
中小企業基盤整備機構 共済相談室
TEL: 050-5541-7171



中小機構

ご相談内容を確認し、貸付手続きに必要な以下の書類をご契約者様宛にご郵送します。

- (送付書類)
- ① 特例災害時貸付金借入申込書
 - ② 被災証明願
 - ③ 金銭消費貸借契約証書
 - ④ 振込依頼書
 - ⑤ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い



ご契約者様

弊機構より送付しました貸付契約時の必要書類にご記入・ご捺印いただき、被災状況を証明する書類(被災証明願、被災証明書又は罹災証明書の内1通)及び印鑑証明書を
ご準備いただき、以下の必要書類を添付し弊機構宛ご返送をお願いします。

- (ご契約手続きに必要な書類)
- ① 特例災害時貸付金借入申込書
 - ② 被災証明願(機構指定団体から証明をうけたもの)又は、市町村発行の被災証明書
又は罹災証明書
 - ③ 金銭消費貸借契約証書
 - ④ 振込依頼書
 - ⑤ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
 - ⑥ 印鑑証明書(3ヶ月以内発行のもの)
 - ⑦ 本人確認書類(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)の写し



中小機構

ご提出いただいた必要書類一式について弊機構にて確認をし、弊機構より商工中金に
お貸付手続きを依頼。
お貸付金は、ご契約者様の共済掛金引落口座へお振込みいたします。



商工中金 本・支店

振込後、商工中金より以下の書類をご郵送させていただきますので、ご契約者様保管
をお願いいたします。

- (送付書類)
- ① 金銭消費貸借契約証書(借主渡)
 - ② 計算書
 - ③ 振込受付書

※上記は、郵送でのお申込み手続きを記載しております。店頭でのお手続きも可能です。
※商工中金における、郵送による貸付取扱期間は令和6年7月12日までとなります。

商工中金店舗への来店が困難な方の申込みの流れ
(貸付窓口が商工中金以外の金融機関の方)

ご契約者様

貸付窓口（商工中金）へのご来店が困難なご契約者様は、以下の連絡先にご連絡をお願いします。担当課より折り返しお電話いたします。

(連絡先)

中小企業基盤整備機構 共済相談室
TEL：050-5541-7171



中小機構

ご相談内容を確認し、貸付手続きに必要な以下の書類をご契約者様宛にご郵送します。

(送付書類)

- ①特例災害時貸付金借入申込書
- ②被災証明願
- ③金銭消費貸借契約証書
- ④振込依頼書
- ⑤「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
- ⑥取引支店変更申出書



ご契約者様

弊機構より送付しました貸付契約時の必要書類にご記入・ご捺印いただき、被災状況を証明する書類（被災証明願、被災証明書又は罹災証明書の内1通）及び印鑑証明書をご準備いただき、以下の必要書類を添付し弊機構宛ご返送をお願いします。

(ご契約手続きに必要な書類)

- ①特例災害時貸付金借入申込書
- ②被災証明願（機構指定団体から証明をうけたもの）又は、市町村発行の被災証明書又は罹災証明書
- ③金銭消費貸借契約証書
- ④振込依頼書
- ⑤「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
- ⑥印鑑証明書（3ヶ月以内発行のもの）
- ⑦本人確認書類(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)の写し
- ⑧取引支店変更申出書



中小機構

ご提出いただいた必要書類一式について弊機構にて確認をし、弊機構より商工中金にお貸付手続きを依頼。
お貸付金は、ご契約者様の共済掛金引落口座へお振込みいたします。



商工中金
本・支店

振込後、商工中金より以下の書類をご郵送させていただきますので、ご契約者様保管をお願いいたします。

(送付書類)

- ①金銭消費貸借契約証書（借主渡）
- ②計算書
- ③振込受付書

※上記は、郵送でのお申込み手続きを記載しております。店頭でのお手続きも可能です。
※商工中金における、郵送による貸付取扱期間は令和6年7月12日までとなります。